

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第六条中「解放会館の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第四条 佐賀県解放会館条例の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第四条 解放会館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、解放会館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

第六条を第五条とする。

別表を削る。

(佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部改正)

第五条 佐賀県立生涯学習センター設置条例(平成六年佐賀県条例第三十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができず。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 センターの運営に関する業務

二 センターの施設の利用に関する業務

三 センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第六条 佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

(佐賀県観光施設条例の一部改正)

第七条 佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第四条第一項中「次条の規定により」を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者)

第四条 知事は、観光施設の管理を法人その他の団体に行わせることができず。

る。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 観光施設の運営に関する業務

二 観光施設の利用に関する業務

三 観光施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第六条中「観光施設の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第八条 佐賀県観光施設条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「受託者」を「指定管理者」に改める。

(佐賀婦人寮設置条例の一部改正)

第九条 佐賀婦人寮設置条例(昭和三十二年佐賀県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「寮に関して」を「この条例の施行に関し」に、「別に知事が」を「規則で」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者)

第三条 知事は、寮の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲

げる業務とする。

一 寮の施設の利用に関する業務

二 寮の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第十条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
(指定管理者)

第四条 知事は、佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の利用に関する業務

二 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(補則)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(佐賀県母子福祉センター設置条例の一部改正)

第十一条 佐賀県母子福祉センター設置条例(昭和四十年佐賀県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、母子福祉センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 母子福祉センターの運営に関する業務
- 二 母子福祉センターの施設の利用に関する業務
- 三 母子福祉センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「母子福祉センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部改正)

第十二条 佐賀県介護実習普及センター設置条例(平成九年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 センターの運営に関する業務
- 二 センターの施設の利用に関する業務
- 三 センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正)

第十三条 佐賀県立点字図書館設置条例(昭和四十七年佐賀県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、点字図書館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 点字図書館の運営に関する業務
- 二 点字図書館の施設の利用に関する業務
- 三 点字図書館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「点字図書館の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部改正)

第十四条 佐賀県知的障害者通勤寮条例(昭和五十一年佐賀県条例第十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第三条第一項中「次条の規定により」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者)

第三条 知事は、通勤寮の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 通勤寮の施設の利用に関する業務

二 通勤寮の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第五条中「通勤寮の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第十五条 佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「受託者」を「指定管理者」に改める。

(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)

第十六条 佐賀県総合福祉センター設置条例(昭和五十七年佐賀県条例第二十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

(佐賀県産業振興センター設置条例の一部改正)

第十七条 佐賀県産業振興センター設置条例(昭和五十一年佐賀県条例第十四号)

の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(指定管理者)

第四条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 センターの運営に関する業務

二 センターの施設の利用に関する業務

三 センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第五条中「センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県地域産業支援センター条例の一部改正)

第十八条 佐賀県地域産業支援センター条例(平成九年佐賀県条例第三十六号)

の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定管理者)

第六条 知事は、支援センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 支援センターの運営に関する業務

二 支援センターの施設の利用に関する業務

三 支援センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第七条中「支援センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第十九条 佐賀県地域産業支援センター条例の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

区 分	使 用 料		納 期
	3 時間まで	4 時間以上	
第 1 研修室	2,320円	1 時間当たり775円に使用時間数を乗じて得た額の10円未満の端数を切り捨てた額	使用の際。ただし、使用許可時間を超過した分に係る使用料については、使用終了の際
第 2 研修室	2,120円	1 時間当たり707円に使用時間数を乗じて得た額の10円未満の端数を切り捨てた額	
研究開発室	1 平方メートルにつき 1 月当たり900円		使用する月の前月末

注 1 研修室を使用する場合において、使用許可時間を超えて使用したときは、1時間当たりの金額に超過した時間数を乗じて得た額を徴収し、また、冷暖房設備を使用するときは、それぞれの施設の欄に掲げる額に10分の3を乗じて得た額を加えた額を徴収する。この場合において、当該超過した時間に1時間に満たない端数があるときは、30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 研究開発室を使用する場合において、月の途中で使用を開始又は終了するときは、その月の使用料は日割計算による。

(佐賀県射撃研修センター設置条例の一部改正)

第二十条 佐賀県射撃研修センター設置条例(平成六年佐賀県条例第十六号)

の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定管理者)

第六条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができ

る。
2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲

げる業務とする。

一 センターの運営に関する業務

二 センターの利用に関する業務

三 センターの維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という)

の指定の手續は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行

わなければならない。

第七条中「センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規

則で」に改める。

第二十一条 佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表の散弾銃射撃場使用料の表中

占 用 使 用 1日につき 30,000

占用使用 午前9時から 午後5時まで 30,000

に

を

改め、同表の注の2中「午前9時から午後5時まで」を「開館時から閉館時

まで」に改める。

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第二十二條 佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の

一部を次のように改正する。

第十四條の二を次のように改める。

(指定管理者)

第十四條の二 知事は、吉野ヶ里歴史公園の管理を法人その他の団体に行わ

せることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲

げる業務とする。

一 吉野ヶ里歴史公園の施設の利用に関する業務(許可等を除く。)

二 吉野ヶ里歴史公園の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という)

の指定の手續は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、その管理の業務を行わな

ければならない。

(佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第二十三條 佐賀県漁港管理条例(昭和四十八年佐賀県条例第十六号)の一部

を次のように改正する。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、第二十条から第二十二條まで

を一条ずつ繰り上げる。

(佐賀県営住宅条例の一部改正)

第二十四條 佐賀県営住宅条例(平成九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次

のように改正する。

第六十五条を次のように改める。

(指定管理者)

第六十五条 知事は、県営住宅等の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 県営住宅等の施設の利用に関する業務(許可等を除く。)

二 県営住宅等の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、その管理の業務を行わなければならない。

(佐賀県緑化センター条例の一部改正)

第二十五条 佐賀県緑化センター条例(昭和五十一年佐賀県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(指定管理者)

第五条 知事は、緑化センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 緑化センターの運営に関する業務

二 緑化センターの施設の利用に関する業務

三 緑化センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)

の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第六条中「緑化センターの管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

第二十六条 佐賀県緑化センター条例の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「前条の規定に基づく許可を受けて」を削り、同条を第三条とする。

る。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

(佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例の一部改正)

第二十七条 佐賀県立二十一世紀県民の森設置条例(昭和五十八年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、県民の森の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 県民の森の運営に関する業務

二 県民の森の施設の利用に関する業務

三 県民の森の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行

わなければならない。

第四条中「県民の森の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例の一部改正)

第二十八条 佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例(平成七年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 知事は、ふれあいランド馬渡の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 ふれあいランド馬渡の運営に関する業務

二 ふれあいランド馬渡の施設の利用に関する業務

三 ふれあいランド馬渡の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「ふれあいランド馬渡の管理」を「この条例の施行」に、「知事が別に」を「規則で」に改める。

(佐賀県港湾管理条例の一部改正)

第二十九条 佐賀県港湾管理条例(昭和四十七年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「緑地」の下に「のうち知事が定める部分(以下「知事が

定める緑地」という。)」を加える。

第十条第一項中「第二十三条の規定により」を削り、同条第二項中「緑地」を「知事が定める緑地」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(指定管理者)

第二十三条 知事は、知事が定める緑地の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 知事が定める緑地の運営に関する業務

二 知事が定める緑地の利用に関する業務

三 知事が定める緑地の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第三十条 佐賀県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分(以下「知事が定める緑地」という。))のうち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動場」という。)」を削る。

第四条第一項中「(運動場に係る許可を除く。)」を削る。

第十条第一項中「運動場」を「港湾施設のうち港湾環境整備施設である緑地のうち知事が定める部分(以下「知事が定める緑地」という。))のうち運動の用に供する部分として知事が定める部分(以下「運動場」という。)」に、「管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)」を「第二十三条第一項

の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「受託者」を「指定管理者」に改める。

第十一条中「受託者」を「指定管理者」に改める。

第二十三条第三項中「第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

（佐賀県人工海浜公園条例の一部改正）

第三十一条 佐賀県人工海浜公園条例（平成三年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定管理者）

第五条 知事は、海浜公園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 海浜公園の運営に関する業務
- 二 海浜公園の利用に関する業務
- 三 海浜公園の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第六条を次のように改める。

（利用料金）

第六条 海浜公園の施設を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を、施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。

3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

第七条中「海浜公園の管理」を「この条例の施行」に改め、「知事が」を削る。

第三十二条 佐賀県人工海浜公園条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「管理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「受託者」を「指定管理者」に改める。

（佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正）

第三十三条 佐賀県少年自然の家設置条例（昭和五十年佐賀県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（指定管理者）

第三条 佐賀県教育委員会は、少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 少年自然の家の運営に関する業務
- 二 少年自然の家の施設の利用に関する業務
- 三 少年自然の家の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理

の業務を行わなければならない。

第四条中「少年自然の家の管理」を「この条例の施行」に、「佐賀県教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改める。

(佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正)

第三十四条 佐賀県立宇宙科学館条例(平成十年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(指定管理者)

第八条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 科学館の運営に関する業務

二 科学館の施設の利用に関する業務

三 科学館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第三十五条 佐賀県立宇宙科学館条例の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 佐賀県教育委員会は、科学館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲

げる業務とする。

一 科学館の運営に関する業務

二 科学館の施設の利用に関する業務

三 科学館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第四条 科学館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、科学館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承認を得なければならない。

第五条から第八条までを削る。

第九条中「科学館の管理」を「この条例の施行」に、「のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則」を「は、教育委員会規則」に改め、同条を第五条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

(市村記念体育館設置条例の一部改正)

第三十六条 市村記念体育館設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者)

第三条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 体育館の運営に関する業務
- 二 体育館の施設の利用に関する業務
- 三 体育館の施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

第四条中「体育館の管理」を「この条例の施行」に、「佐賀県教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改める。

（佐賀県総合運動場条例の一部改正）

第三十七条 佐賀県総合運動場条例（昭和四十四年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

（指定管理者）

第八条 佐賀県教育委員会は、運動場の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 運動場の運営に関する業務
- 二 運動場の利用に関する業務
- 三 運動場の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

（補則）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。

（佐賀県総合体育館条例の一部改正）

第三十八条 佐賀県総合体育館条例（昭和六十一年佐賀県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条を次のように改正する。

（指定管理者）

第九条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 体育館の運営に関する業務
- 二 体育館の利用に関する業務
- 三 体育館の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

（補則）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。

(佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)

第三十九条 佐賀県ヨットハーバー条例(昭和六十三年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

(指定管理者)

第六条 佐賀県教育委員会は、ヨットハーバーの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 ヨットハーバーの運営に関する業務

二 ヨットハーバーの施設の利用に関する業務

三 ヨットハーバーの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。

4 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、使用料に関する事項については規則で、その他の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十五条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条、第三十二条、第三十五条及び次項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの使用料に関する条例の廃止)

2 佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの使用料に関する条例(平成六年佐賀県条例第三十四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十一号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この条例の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 平成十八年四月一日以後の公の施設の利用について、同日前に知事又は教育委員会が行った許可等(吉野ヶ里歴史公園及び県営住宅等に係るものを除く。)は、当該公の施設の指定管理者が行ったものとみなす。

5 第二条、第四条及び第六条の規定による改正後の条例の規定により平成十八年四月一日から指定管理者に利用料金を納入することとなる公の施設については、同年三月三十一日までに知事又は教育委員会が施設の使用の許可を行った当該施設の使用に係る使用料については、県に帰属するものとする。

参考資料

第一条(佐賀県立女性センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(指定管理者)		(管理の委託)
第三条 知事は、センターの管理を法人		第三条 知事は、公共的団体に対し、セ

<p>その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 センターの運営に関する業務</p> <p>二 センターの施設の利用に関する業務</p> <p>三 センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>センターの管理を委託することができる。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>第二条(佐賀県立女性センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(利用料金) 第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を</p>	<p>改正前</p>
<p>得なければならない。</p> <p>第五条 略</p>	<p>第四条 略</p>
<p>第三条(佐賀県解放会館条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者) 第五条 知事は、解放会館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 解放会館の運営に関する業務</p> <p>二 解放会館の施設の利用に関する業務</p> <p>三 解放会館の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(管理の委託) 第五条 知事は、解放会館の管理を、同和問題の解決を図ることを目的とする公共的団体に委託することができる。</p>
<p>第四条(佐賀県解放会館条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p> <p>(使用料) 第三条 解放会館を使用する者は、別表</p>

<p>第五条 略</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p>	<p>第三条 略</p> <p>第四条 (利用料金) 解放会館の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、解放会館の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p>	<p>第五条 略</p> <p>に掲げる額の使用料を使用の際納付しなければならない。</p> <p>(使用料の還付) 第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。</p>
<p>第六条 略</p>		

第4条(佐賀県解放会館条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後			改 正 前					
			別表(第3条関係)					
			区 分		使用料(円)			超過使用料(円)
			午前	午後	全日			
			9時～12時	12時～17時	9時～17時			
大会議室	同和問題に関する行事のための使用	暖冷房しない場合	2,400	3,660	5,250	830		
		暖房する場合	2,830	4,400	6,300	930		
		冷房する場合	3,350	5,130	7,350	1,150		
	その他の行事のための使用	暖冷房しない場合	4,710	7,350	10,500	1,560		
		暖房する場合	5,660	8,810	12,600	1,880		
		冷房する場合	6,600	10,280	14,700	2,200		
中会議室 和会議室	同和問題に関する行事のための使用	暖冷房しない場合	1,250	2,100	2,830	410		
		暖房する場合	1,460	2,510	3,350	510		
		冷房する場合	1,780	2,930	3,980	620		
	その他の行事のための使用	暖冷房しない場合	2,510	4,200	5,660	830		
		暖房する場合	2,930	5,030	6,710	1,050		
		冷房する場合	3,560	5,870	7,970	1,250		
			備考					
			1 超過使用料は1時間を単位とし、1時間に満たないものは、1時間とする。					
			2 映写機を同和問題に関する行事のために使用する場合は1回1,050円を、その他の行事のために使用する場合は1回2,100円を付属備品使用料として徴収する。なお、1回とは、この表に定める時間区分(超過使用の場合を除く。)を1回とする。					

<p>第五条 (佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者) 第三条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。 2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 一 センターの運営に関する業務 二 センターの施設の利用に関する業務 三 センターの施設の維持及び管理に関する業務 3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。 4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>改正前</p> <p>(管理の委託) 第三条 知事は、公共的団体に対し、センターの管理を委託することができる。</p>
<p>第六条 (佐賀県立生涯学習センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(利用料金) 第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。 2 前項の利用料金は、センターの施設</p>	<p>改正前</p> <p>(補則) 第四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>第五条 略</p> <p>の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を</p>	<p>第四条 略</p>
<p>第七条 (佐賀県観光施設条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者) 第四条 知事は、観光施設の管理を法人その他の団体に行わせることができる。 2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 一 観光施設の運営に関する業務 二 観光施設の利用に関する業務 三 観光施設の維持及び管理に関する業務 3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。 4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(利用料金) 第四条 海浜公園の施設(ビクターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、次条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p>
<p>(利用料金) 第五条 海浜公園の施設(ビクターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p>	<p>(利用料金) 第四条 海浜公園の施設(ビクターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、次条の規定により管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。</p>

<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>	<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>
--	--

<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>	<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>
--	--

<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>	<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>
--	--

<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>	<p>2 前項の利用料金は、前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、受託者が定める。</p> <p>3 受託者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。</p>
--	--

第八条(佐賀県観光施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(利用料金)

(利用料金)

第五条 海浜公園の施設(ビクターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

第五条 海浜公園の施設(ビクターセンターを除く。)を利用する者は、利用の際、管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に利用料金を納入しなければならない。

第九条(佐賀県婦人寮設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(指定管理者)

(補則)

第三条 知事は、寮の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

第三条 この条例に定めるもののほか、寮に関して必要な事項は、別に知事が定める。

改正後

改正前

(指定管理者)

第四条 知事は、佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

第十条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>一 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の利用に関する業務</p> <p>二 佐賀向陽園、伊万里向陽園及び聖華園の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第十一条(佐賀県母子福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第三条 知事は、母子福祉センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 母子福祉センターの運営に関する業務</p> <p>二 母子福祉センターの施設の利用に関する業務</p> <p>三 母子福祉センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第三条 知事は、財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会に対し、母子福祉センターの管理を委託することができる。</p>
<p>第十二条(佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第三条 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 センターの運営に関する業務</p> <p>二 センターの施設の利用に関する業務</p> <p>三 センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、母子福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>改正前</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第三条 知事は、公共的団体に対し、センターの管理を委託することができる。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>